

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 11 月 26 日農用地利用集積等促進計画（賃借権の設定等）を認可した。

令和 7 年 11 月 28 日

愛知県知事 大村 秀章

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
新城市	49 者	一鍬田字瓦平 172 番 ほか 537 筆
新城市（権利移転）	1 者	上平井字十連事 477 番 40 ほか 31 筆
北設楽郡設楽町	1 者	西納庫字沖ノ平 177 番 ほか 24 筆